

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成28年3月17日(2016.3.17)

【公表番号】特表2015-511228(P2015-511228A)

【公表日】平成27年4月16日(2015.4.16)

【年通号数】公開・登録公報2015-025

【出願番号】特願2014-555250(P2014-555250)

【国際特許分類】

C 07 D 413/14 (2006.01)

A 61 K 31/496 (2006.01)

A 61 P 43/00 (2006.01)

A 61 P 35/00 (2006.01)

A 61 P 35/02 (2006.01)

【F I】

C 07 D 413/14 C S P

A 61 K 31/496

A 61 P 43/00 1 1 1

A 61 P 35/00

A 61 P 35/02

【手続補正書】

【提出日】平成28年1月27日(2016.1.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

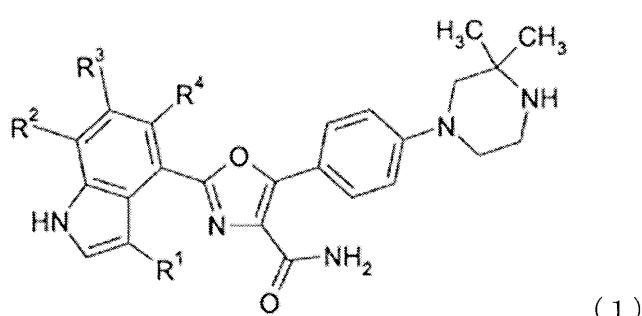
【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

式(1)：

【化1】



(式中、

R¹は、水素またはC₁-₂アルキルであり；

R²、R³およびR⁴のうちの2つ以下が、水素以外であることを条件に、R²、R³およびR⁴は、同一または異なっており、それぞれ水素、C₁-₂アルキル、フッ素、塩素、C₁-₂アルコキシおよびトリフルオロメチルから選択される)を有する化合物、およびその塩。

【請求項2】

R¹が、水素およびメチルから選択される、請求項1に記載の化合物。

【請求項3】

R² が、水素、フッ素、塩素、メチル、エチルおよびメトキシから選択される、請求項1または請求項2に記載の化合物。

【請求項4】

R³ が、水素である、請求項1～3のいずれか1項に記載の化合物。

【請求項5】

R⁴ が、水素、フッ素、メチルおよびエチルから選択される、請求項1～4のいずれか1項に記載の化合物。

【請求項6】

(i) R¹ が水素であり；R² がメチル、エチル、フルオロ、クロロおよびメトキシから選択され；R³ が水素であり；R⁴ が水素であるか、または(ii) R¹ が水素であり；R² が水素であり；R³ が水素であり；R⁴ がメチルであるか、または(iii) R¹ が水素であり；R² がフルオロであり；R³ が水素であり；R⁴ がメチルである、請求項1に記載の化合物。

【請求項7】

R¹ が水素であり、R² が水素およびフッ素から選択され、R³ が水素であり、R⁴ がメチルである、請求項1に記載の化合物。

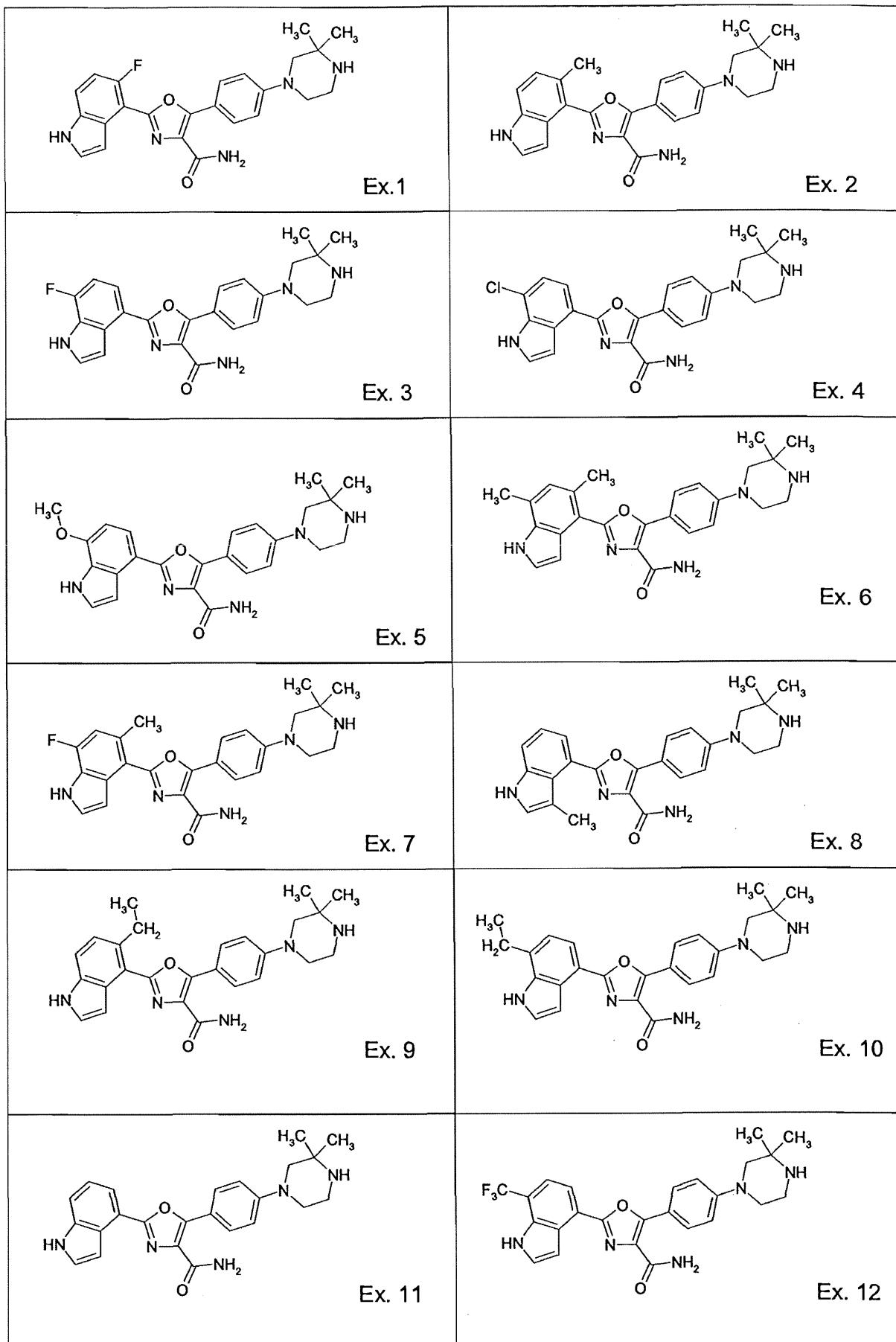
【請求項8】

R² がフッ素である、請求項7に記載の化合物。

【請求項9】

以下の表の化合物E x . 1～E x . 12から選択される、請求項1に記載の化合物、およびその塩。

【表1】

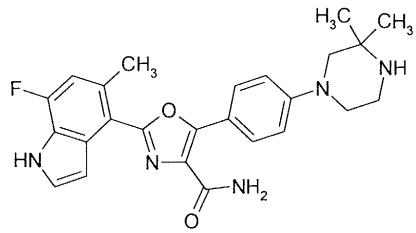


【請求項 10】

E x . 2、E x . 3、E x . 5 および E x . 7 から選択される、請求項 7 に記載の化合物。

【請求項 1 1】

【化 2】



である請求項 9 に記載の化合物又はその塩。

【請求項 1 2】

請求項 1 ~ 8 のいずれか 1 項に記載の化合物および薬学的に許容し得る賦形剤を含む医薬組成物。

【請求項 1 3】

請求項 1 ~ 1 1 のいずれか 1 項に記載の化合物を含む癌治療のための医薬組成物。

【請求項 1 4】

増殖性疾患の治療のための医薬組成物であって、前記増殖性疾患は、急性リンパ芽球性白血病(ALL)、急性骨髓性白血病(AML)、慢性骨髓性白血病(CML)、ホジキンリンパ腫(HL)、非ホジキンリンパ腫(NHL)、及び多発性骨髓腫(MM)から選択される造血系腫瘍である、請求項 1 ~ 1 1 のいずれか 1 項に記載の化合物を含む医薬組成物。

【請求項 1 5】

前記癌は、FLT3 キナーゼによる阻害に感受性のあるものであり、かつ急性骨髓性白血病(AML)である、請求項 1 3 に記載の医薬組成物。

【請求項 1 6】

前記医薬組成物は他の化学療法剤と併用して用いられる、請求項 1 3 に記載の医薬組成物。